

財政投融資総括課所管法令等に基づく申請等の手続における旧氏使用について

令和8年6月30日

財政融資資金法（昭和26年法律第100号）及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第65条並びにこれらの法律に基づく省令等（他の省庁が主管する規定を除く。以下単に「法令等」という。）に規定する申請、通知等における旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の使用について、下記のとおりお知らせします。

記

法令等に基づく申請、通知等の手続のうち、申請者等の記名を求めるものについて、旧氏使用を希望する場合は、旧氏を単記（※1）又は併記（※2）することができます。

（※1）旧氏の単記とは、申請者等の氏名欄において、旧氏のみを記載することをいいます。

（※2）旧氏の併記とは、申請者等の氏名欄において、戸籍の氏に加えて括弧書き等で旧氏を記載することをいいます。

（例）財務花子が理財花子に氏を変更した場合：理財（財務）花子

以上